北庄内合併協議会幹事会設置規程

（設置）

第１条　北庄内合併協議会規約（以下「規約」という。）第１５条第１項の規定により、北庄内合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　幹事会は、北庄内合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、北庄内合併協議会（以下「協議会」という。）に提案する事項について、協議又は調整するものとする。

２　前項に規定するもののほか、酒田市、八幡町、松山町及び平田町の合併に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

（幹事）

第３条　幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（組織）

第４条　幹事会は、幹事をもって組織する。

２　幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

（会議）

第５条　幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

（会議の運営）

第６条　幹事長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。

２　副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

（専門部会）

第７条　幹事会に専門部会を置く。

（関係者の出席）

第８条　幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

（報告）

第９条　幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

（庶務）

第１０条　幹事会の庶務は、規約第１２条第１項に規定する協議会事務局において処理する。

（委任）

第１１条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

区　分	職　　名
酒田市	企画調整部長
八幡町	総務課長
松山町	総務企画課長
平田町	企画課長